

埼玉県立春日部高等学校体操部 OB 会規約（案）

第 1 条 本会は埼玉県立春日部高等学校体操部 OB 会と称する。

第 2 条 本会の事務局は埼玉県立春日部高校内におく。

第 3 条 本会は春日部高校体操部 OB の親睦を深めるとともに、体操部活動の発展に寄与し現役部員の支援を行うことを主な目的とする。

第 4 条 本会は次の役員をおく。

会 長 1 名 副会長 1 名 事務局長 1 名

幹 事 若干名 監 事 若干名 会 計 1 名

第 5 条 総会は年 1 回、会長がこれを招集する。

第 6 条 役員会は総会議案の検討、または必要に応じて会長がこれを招集する。

第 7 条 役員任期は特に定めず、必要に応じて対応する。

第 8 条 本会の経費は会員の会費によって支弁する。決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則 本規約は、平成 30 年 11 月 日より施行する。